

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 令和7年度 松原・下笠ダム軽油等単価契約（オープンカウンター方式）
- 2 履行場所 大分県日田市大山町西大山8492-2 松原ダム管理支所
熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵5827-3 下笠ダム管理支所外
- 3 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 別添、仕様書等のとおり施行が可能である者。
- 3 見積書等
 - 1) 様式等 見積書の様式は別紙のとおりとし、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 FAX、持参又は郵送による。（※FAX番号は、4）に記載された番号）
 - 3) 見積書提出期限 **令和7年4月28日 10時 まで**
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133
 - 5) 担当者 経理課 見上 潤
 - 6) 質問書提出期限 令和7年4月22日 12時 まで
※質問の回答については、翌営業日の12時までにHPに掲載します。
 - 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和7年4月28日12時まで**とします。
 - 8) その他 ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 その他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された月額単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、月末締め翌月支払を予定しています。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4) 見積合わせに参加を希望する者は、見積参加希望届（別紙）をFAXにてご送信下さい。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

見 積 書

件名：令和7年度 松原・下笠ダム軽油等単価契約

(金額は税込み額)

項 目	単位	数量 【A】	1ℓあたり単価 (円) 【B】	金額 (円) 【A × B】
松原ダム管理支所				
軽油	ℓ	3,000		
ガソリン	ℓ	150		
下笠ダム管理支所				
軽油	ℓ	1,600		
計				

注) 1ℓあたり単価には消費税及び地方消費税の額並びに軽油取引税を含む。
契約は1ℓあたり単価で行うものとする。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する
 ⇒ △△組が契約の相手方となる

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する
 ⇒ ◎◎工業が契約の相手方となる

見積参加希望届

独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所が発注する案件について、見積合わせに参加したいので、「オープンカウンター試行実施説明書」に承諾し、見積参加希望届を提出します。

発注件名	
------	--

会社名	
-----	--

担当者名	
------	--

住所	
----	--

電話番号	
------	--

ファクシミリ番号	
----------	--

くじ用数値	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				※ 同価格の最低価格が複数あった場合に必要となりますので、任意の数字3文字を記載して下さい。

宛先	独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 経理課 見上 電話番号 0946-25-0113 (代表) ファクス番号 0946-25-0133
----	--

令和7年度 松原・下釜ダム軽油等単価契約 仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「令和7年度 松原・下釜ダム軽油等単価契約」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務概要

本業務は、別表に掲げる管理庁舎並びに関連施設へガソリン及び軽油（以下「燃料」という。）を供給するものとする。

第3節 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

第4節 予定数量

予定数量は別表のとおりとする。ただし、数量については見込みであり、表記の数量を確約するものではない。また、発注者の都合により増減することができものとし、予定数量を変更しても、受注者は損害賠償の請求をできないものとする。

第5節 供給場所等

供給場所等は別表のとおりとする。店頭渡しについては、発注者が必要な都度提示する供給券に基づき供給するものとし、配達渡しについては、発注者が指定する場所へ配達し供給するものとする。また、配達渡しについて、発注者は受注者へ、配達希望日の前日までに、配達希望日を連絡するものとする。

第6節 支払条件

請求書は月末締めとし、供給数量をとりまとめ請求書を提出すること。なお、請求書の送付先は以下のとおり。発注者は、請求書を受領してから30日以内に、銀行振込にて支払うものとする。

第7節 契約単価

受注者は、契約単価にて供給するものとするが、単価の変動が著しい場合は、別途発注者及び受注者にて協議するものとする。その場合、月の途中での単価変更には応じない。なお、契約単価は、消費税及び地方消費税の額並びに軽油取引税を加算した額とする。

第8節 その他

- （1）燃料を供給する際は、供給対象物に損害等を与えないよう、十分注意して行うこと。
- （2）受注者の責めに帰すべき事由により、供給対象物に損害等を与えた場合は、ただちに担当職員へ連絡したうえで、担当職員の指示に基づき、受注者の負担により原形復旧を行うものとする。
- （3）受注者は、本契約の履行にあたり、業務上知り得た情報を外部に漏洩したり、他の目的に使用しないこと。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受注者は必要に応じて協議するものとする。

以 上

別表 1

品名	規格	単位	予定数量	供給場所	備考
ガソリン	レギュラー	ℓ	150	松原ダム管理支所（ボート用）	
軽油	JIS規格を満たすもの	ℓ	3,000	松原ダム管理支所 地下タンク	
	JIS K2204	ℓ	1,600	下釜ダム管理支所 下釜ダム管理支所 警報表示板	

【補足】

- ・ 契約する単価には配送にかかる費用を含めるものとする。
- ・ 下釜ダム管理支所への給油は年1回、各1,000ℓ程度を予定している。
- ・ 下釜ダム警報表示板への給油は年3回、各200ℓ程度を予定している。